第七条中「もの」を「行為」に改め、「又は第三号」を削る。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条中「第三条第五項第六号」を「第三条第五項第七号」に改め、同条第一号中「契約」を「信託契約」に改め、同条第二号中「又は第三号」を削り、「これらの規定」を「同号」に、「取引」を「金融等デリバティブ取引」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

（保証金相当物の範囲）

第八条　法第三条第四項第一号に規定する政令で定める金銭以外の財産は、暗号資産とする。

（保険業法施行令の一部改正）

第四条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第十一号」を「第十四号」に、「並びに第百十四条」を「、第百十四条から第百十八条まで並びに第百二十条」に改める。

（公認会計士法施行令の一部改正）

第五条　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「有価証券報告書（同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）」を「同項に規定する有価証券報告書」に、「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号イ中「金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等（同法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。）又は」を削り、「掲げるもの」を「掲げる証券若しくは証書」に改め、「に定めるもの」の下に「又は金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同令第一条の三の四に規定する債権」を加える。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第六条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第十一号中「限る。）、」を「限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）、第百九十七条の二第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）、」に改める。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第七条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第二号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

別表第二第四十九号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第八条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項の表第二条第四項第一号の項及び附則第十六条第二項の表組織再編成促進特別措置法第十五条第二項の項中「第七項」を「第二十四項」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第九条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「デリバティブ取引」の下に「（暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第十九条第五項第二号において同じ。）及び暗号資産関連金融指標（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第十号ハ及び第十九条第五項第二号において同じ。）に係るものを除く。第十号ハ及びニ、第百十七条第四号並びに第百二十五条第一項第二号において同じ。）」を加え、同条第十号ハ中「昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「いう。）」を「いい、暗号資産関連金融指標を除く。）」に改める。

第十九条第五項第二号中「店頭デリバティブ取引」の下に「（暗号資産及び暗号資産関連金融指標に係るものを除く。）」を加える。

（証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十条　証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「新金融商品取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項各号」に、「新金融商品取引法第二十九条」を「同法第二十九条」に改め、同条第二項中「新金融商品取引法」を「金融商品取引法」に改め、「第三十七条の七」の下に「、第三十八条第七号」を加え、「第六款及び第七款の規定（」を「第七款及び第八款の規定並びに」に、「罰則を含む。）」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第十四号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第七条第一項第一号ヨ中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「に掲げる」を「若しくは第四号に掲げる」に改め、同号タ中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「仮想通貨（」を「暗号資産（」に、「仮想通貨を」を「暗号資産を」に、「二百万円」を「十万円」に改め、同号レ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨を」を「暗号資産を」に、「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「係る仮想通貨」を「係る暗号資産」に改め、同号ツ及び同条第三項第一号中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に改め、同項第二号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨を」を「暗号資産を」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「限る。）、」を「限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）、第百九十七条の二第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）、」に改める。

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第十四条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号フ及び第十九条第一項第六号チ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。ただし、第七条中特定商取引に関する法律施行令附則第三項第二号の改正規定並びに次条並びに附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。